

船舶事故等調査報告書

平成26年12月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014長第79号
事故等種類	定置漁業施設損傷
発生日時	平成26年7月15日 09時50分ごろ
発生場所	長崎県新上五島町有川港 新上五島町所在の平串埼灯台から真方位356°600m付近 (概位 北緯32°59.7′ 東経129°06.9′)
事故等調査の経過	平成26年8月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 重栄丸、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	NS3-402755、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 なし 定置漁業施設 定置漁業区画外周の浮子のロープが切断
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、船首約0.8m、船尾約1.2mの喫水により、有川港の平串埼北方沖を約7ノットの対地速力で南西進中、地元漁業協同組合の定置漁業施設（以下「本件区画」という。）に進入し、本件区画の外周に設置されていた浮子のロープをプロペラ軸に巻き込んだ。 本船は、浮子のロープを切断し、来援した地元漁業協同組合の船にえい航され、付近の船台に上げられてプロペラ軸に巻き込んだロープを撤去した後、自力で航行して長崎県西海市平島漁港に帰った。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南、風力 2、視界 不良 海象：波向 北、波高 約0.5m、潮汐 高潮期
その他の事項	船長は、有川港に約40回入港した経験があり、平串埼北方沖に定置網が設置されているのを見たことがあった。 本件区画は、本事故当時、定置網本体は撤去されていたが、外周に沿って目印の浮子が設置されていた。 船長は、本事故時、降雨のため操舵室からの見通しが悪かったが、操舵室の天窓から顔を出して見張りを行わず、本件区画の場所を確認しなかったため、本件区画に向かって航行していることに気付かなかった。 本船は、レーダー及びGPSプロッターが装備されていなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり

<p>船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし あり</p> <p>本船は、有川港の平串埼北方沖を南西進中、船長が、降雨で操舵室からの見通しが悪かったが、天窓から顔を出すなどして見張りを適切に行わずに本件区画の場所を確認しないで航行したことから、本件区画に進入し、本件区画の外周に設置されていた浮子のロープをプロペラ軸に巻き込んで切断したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、有川港の平串埼北方沖を南西進中、船長が、見張りを適切に行わずに本件区画の場所を確認しないで航行したため、本件区画に進入し、本件区画の外周に設置されていた浮子のロープをプロペラ軸に巻き込んだことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視界不良の状況下で定置漁業区画がある海域を航行するときは、設置されている浮子などを見落とさないよう見張りを適切に行うこと。